

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を100ドルとすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和47年4月1日、同期3名と共にA社本社に正社員として入社した。同期3名は同年4月1日から厚生年金保険に加入しているが、私の厚生年金保険の記録は、同年4月の1か月間が未加入期間となっていることに納得がいかない。入社して1か月は本社で研修を受け、同年5月3日にB支社へ転勤した。研修期間の1か月(4月中)も正社員として勤務しており、社会保険にも入っていたと思われるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社が保管する申立人に係る人事通知書(写し)の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、昭和47年4月1日に同社本社に入社し、同年5月1日に同社B支社に転勤となったことが認められる。

また、A社本社が保管する昭和47年4月の給与台帳の記録から、申立人は、申立期間に110ドルの報酬月額の支払いを受け、標準報酬月額100ドルに見合う厚生年金保険料2.75ドルを事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、100ドルとすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「関係書類が残っていないため納付したか否か不明である。」としているが、A社本社に係る被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が社会保険事務所に提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から62年12月まで

私は、昭和62年頃にA区役所の年金担当職員に過去の国民年金保険料の未納分も納付することができる旨の説明を受け、63年1月に20歳から17年間分の保険料額47万円分の国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に貼付して区役所の窓口で納付した記憶があるにもかかわらず申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年1月に過去17年間分の未納保険料額47万円分の国民年金印紙を購入し、A区役所の窓口で納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に払い出された被保険者の資格取得年月日から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年5月に払い出されていることが推認でき、同払出時期からすると、申立期間の国民年金保険料の大部分が時効で納付できない上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期には、2年以上遡って国民年金保険料を納付することが可能な特例納付の制度も無い。

また、申立人は、国民年金印紙を購入し国民年金手帳に貼付したとしているところ、制度上、当該年度の前年度以前の未納保険料を納付する場合には、納付書を用いて現金での納付となるほか、B市では、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和63年当時、A区における現年度保険料の徴収方法は国民年金印紙ではなく納付書方式であったとしている上、申立人が納付したとする17年間分の国民年金保険料47万円は、実際の保険料額と乖離^{かいり}している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 45 年 7 月 17 日から 46 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 8 月 1 日から 51 年 1 月 まで
④ 昭和 51 年 5 月 31 日から同年 12 月 まで
⑤ 昭和 52 年 1 月から 55 年 4 月 まで

私は、申立期間①及び②について、A社（現在はB社）「重機運転部」に配属され、昭和 45 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで同社で勤務していたが、年金記録は 1 か月（昭和 45 年 6 月 1 日から同年 7 月 17 日まで）となっているので調査してほしい。

申立期間③について、C社における厚生年金保険の記録は、昭和 50 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日までとなっているが、申立期間③においても勤務していたので調査してほしい。

申立期間④について、昭和 51 年 2 月から同年 12 月までD社で勤務していたが、年金記録は 3 か月（昭和 51 年 2 月 1 日から同年 5 月 31 日まで）となっているので調査してほしい。

申立期間⑤について、昭和 52 年 1 月から 55 年 4 月までE社で勤務していたが、同社での厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。なお、申立期間⑤のうち、54 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで、F社で厚生年金保険に加入していた記録が確認できるが、私は、同社で勤務した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について

B社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、A社における申立人の資格取得日はいずれも昭和 45 年 6 月 1 日であることが確認でき

厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、B社から提出された「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」、G労働組合から提出された名簿「労働組合退職者住所」及び申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人の退職日（離職日）はいずれも昭和45年7月16日であるほか、上記の資格喪失確認通知書には申立人の資格喪失日が同年7月17日と記載されており、この記録は厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

さらに、B社は、上記以外の資料は保管していないとしており、申立人も同僚の名前を覚えていない上、複数の同僚に照会したが、申立人のことを記憶している者がいないことから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間③について

C社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によれば、同社は昭和50年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社の元事業主は、申立期間③当時の資料を保管しておらず、「30、40年も前のことは覚えていない。」と述べており、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、C社が適用事業所でなくなった日はオンライン記録により確認できる申立人の資格喪失日と一致している。

加えて、C社が適用事業所でなくなった日に勤務していたことが確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の勤務期間について証言を得られなかった。

3 申立期間④について

D社の元事業主は、「同社は、15年前に解散したため申立期間④当時の書類は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立期間④当時にD社において勤務していた複数の同僚に照会したところ、申立人の同社における勤務期間を記憶している者はいなかった。

なお、D社における厚生年金保険被保険者原票により確認できる申立人の資格喪失日はオンライン記録と一致している。

4 申立期間⑤について

申立人は、「HとIにあったJ社が合併しE社となった。私は、合併前のHにあったJ社で勤務していた。」と述べており、昭和53年4月1日から55年3月31日までの期間の同社における雇用保険の加入記録から、申立期間⑤の一部期間において申立人がE社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿から、E社が厚生

年金保険の適用事業所となったのは昭和 55 年 1 月 1 日であることが確認でき、申立期間⑤のうち 52 年 1 月から 54 年 12 月 31 日までの期間は、同社は適用事業所となっていない。

また、申立人は、E 社には 15 人程度の従業員が勤務していたと述べているところ、同社の厚生年金保険被保険者原票から、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者は 6 人であることが確認できる。

さらに、E 社の元事業主は、申立期間⑤当時の資料を保管しておらず、「30、40 年も前のことは覚えていない。」と述べており、申立人の申立期間⑤における勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認できない。また、申立人から名前の挙がった同僚は、E 社において厚生年金保険の加入記録が無く、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる明確な証言を得ることはできなかつた上、他の同僚からも申立人の申立事業所における勤務期間について証言を得られない。

なお、申立期間⑤のうち、昭和 54 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで申立事業所である E 社と事業主が同一の F 社において申立人の厚生年金保険の記録が確認できるが、元事業主は、当時のことについて覚えていないと述べていることから、その経緯等について確認することができない。

- 5 このほか、申立人が申立期間①から⑤までにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。